

## 様式第3号（第12条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度第6回吉川市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成27年3月20日（金） 午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span> 2時57分から 午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span> 4時50分まで
開 催 場 所	中央公民館201会議室
出席委員（者）氏名	小林弘和委員（会長）、吉村総一委員、岡田孝委員
欠席委員（者）氏名	なし
担当課職員職氏名	総務部庶務課長 増田典道 総務部庶務課長補佐 互英久 総務部庶務課文書担当主査 多田文武 総務部庶務課文書担当主事 新井貴大
会議次第と会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （会議を非公開にした場合）	—
傍聴者の数	なし
会議資料の名称	(1) 吉川市情報公開条例の一部を改正する条例 (2) 吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）改正後全文 (3) 吉川市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (4) 吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）改正後全文 (5) 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 (6) 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）改正後全文 (7) 各条例改正の趣旨及び内容

	(8) 改正後の吉川市情報公開条例第20条又は改正後の吉川市個人情報保護条例第39条適用後の行政不服審査法
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
説明員	(1) 吉川市情報公開条例、吉川市個人情報保護条例及び吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について資料に基づき説明
委員	吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について、政府はコンサルタントに特定個人情報保護評価を依頼してもよいとしている。なぜ、情報公開・個人情報保護審査会が特定個人情報保護評価を行うとしたのか。
説明員	個人情報の取扱いについて、最も造詣が深く、また、既存の仕組みを活用することで予算を抑えられることもあり、情報公開・個人情報保護審査会にお願いすることが妥当と判断した。
委員	個人情報の取扱いだけでなく、システムの仕組みなども関わってくる。委員はそういった分野に明るくないが大丈夫か。
説明員	システムについては、その都度説明するので、問題ない。
説明員	市で特定個人情報保護評価に関する事務の洗い出しをしたところ、該当事務は19あり、そのうち18の事務が基礎項目評価を行うべき事務であり、1の事務が重点項目評価を行うべき事務であった。

委員	今のところ第三者の意見を聴くことが義務付けられている全項目評価を行うべき事務はないということか。
説明員	そういうことになる。
委員	今は該当事務がないが、転出により除票された人も特定個人情報ファイルの取扱者数に含むので、将来的には全項目評価を行うべき事務も出てくる可能性がある。
委員	吉川市個人情報保護条例の改正の定義規定の追加について、「特定個人情報は、市の個人情報と比較すると、個人番号が含まれることのほか、生存する個人に関する情報に限られること及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除外していないこと」異なるがあるが、市の個人情報の定義の中に特定個人情報が含まれるという考え方でいいか。
説明員	そういうことである。
委員	では、死者の番号情報が含まれた情報は、特定個人情報ではないが、市の条例で定義されている個人情報として保護されるということでしょうか。
説明員	そういうことである。
委員	「事業を営む個人の当該事業に関する情報」について、当該情報に番号情報が含まれている場合、特定個人情報に該当するが、市の定義する個人情報としては保護されないということでしょうか。

説明員	<p>個人番号自体は、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しないため、個人情報として保護される。。</p>
委員	<p>今後の審査会について、事務局はいつ開催すると考えているのか。</p>
事務局	<p>来年度の5月の連休明けか、6月の頭と考えている。</p>
会長	<p>審査会の時期をもう少し早めて、改めてマイナンバー法に関する条例の改正について考えるのはどうか。というのも、条例案を早く議会にかけてしまうと、後でマイナンバー制度が具体化し、新たな内容を盛り込む必要が出てくる可能性がある。そうすると、また次の議会で改正が必要となるので、マイナンバー制度に関する改正はもっと制度が具体的になってからのほうがよいという考え方もある。</p> <p>6月議会では行政不服審査法の改正に伴う改正だけを提出し、マイナンバー法制定に伴う改正は見送り、その次の議会に提出するというのも手段としてはとりうる。</p>
説明員	<p>担当課としては、条例の改正を6月議会に提出することを考えているが、条例改正案を提出する時期や内容については検討する。</p>
委員	<p>また、今回の改正に合わせて、異議申立があった場合に過去に同じような事案があった時に、その答申を適用してもよいかどうか問い合わせる制度を導入するとよいと考えるがどうか。</p>
説明員	<p>そのような制度があれば、事務の効率化を図ることができる。前向きに検討する。</p>

委員	<p>特定個人情報保護評価について、わからないことが多い。特定個人情報保護評価についてのパンフレットなどを委員に配布してもらいたい。</p> <p>(2) その他</p> <p>委員、事務局ともに特になし。</p>
----	---